

# ほうふ幸せます働き方推進企業認定実施要綱

平成29年4月3日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、仕事と生活の調和（以下「ワーク・ライフ・バランス」という。）及び女性の職業生活における活躍の推進、誰もが働きやすい職場環境の形成を目指す事業者（以下「ほうふ幸せます働き方推進企業」という。）の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定対象者)

第2条 ほうふ幸せます働き方推進企業の認定を受けることができる者（以下「認定対象者」という。）は、市内に事務所又は事業所を有する事業者のうち、従業員との雇用関係を有するものであって、以下に掲げる事項に取り組んでいる者とする。

- (1) 仕事と生活の調和に関する事項
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する事項
- (3) 誰もが働きやすい職場環境の形成に関する事項

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると認められる者は認定対象者となることができない。

- (1) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て（以下、「申立て等」という。）がなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以降を審査基準とする経営事項審査を受け更生計画の認可の決定が確定した者を除く。）
- (2) 防府市暴力団排除条例（平成23年条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に掲げる暴力団員である者
- (3) 市税等を滞納している者
- (4) その他市長が不相当と認める者

(認定申請)

第3条 認定申請を受けようとする者（以下、「認定申請者」は、ほうふ幸せます働き方推進企業認定申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) ほうふ幸せます働き方推進企業認定チェックリスト（第2号様式）
- (2) ほうふ幸せます働き方推進企業宣言書（第3号様式）
- (3) ほうふ幸せます働き方推進企業認定従業員アンケート調査票（第4-1号様式）に基づく結果報告書（第4-2号様式）
- (4) その他市長が必要であると認める書類

(認定審査等)

第4条 市長は、第3条の規定に基づく申請書及び添付書類の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、認定申請者に対し、ほうふ幸せます働き方推進企業認定申請結果通知書（第5号様式）により通知するものとする。

2 前項の審査は、市長が別に定める基準によるものとする。

(確認調査)

第5条 市長は、認定申請者に対し、申請書及び添付書類を審査するため、必要に応じて現地調査又は報告を求めるなど、申請の内容の確認を行うことができる。

(業務の委任)

第6条 市長は、前条に規定する業務を他の者に委任することができる。

(認定証等の交付)

第7条 市長は、認定した事業者（以下「認定事業者」という。）に対し、ほうふ幸せます働き方推進企業認定証（第6号様式）を交付するとともに、ほうふ幸せます働き方推進企業認定マーク（以下「認定マーク」という。）を使用することを認めるものとする。

(認定の公表)

第8条 市長は、認定事業者について、市のホームページ等で公表するものとする。

(従業員への周知等)

第9条 認定事業者は、市長に提出したほうふ幸せます働き方推進企業宣言書(第3号様式)を、市内従業員に周知させるための措置を講じなければならない。この周知は、事業所の見やすい場所へ掲示し若しくは備えつけること、書面を市内従業員へ交付すること又は電子メールを利用して市内従業員へ送信することその他の適切な方法によるものとする。

(認定期間)

第10条 認定期間は、認定の日の翌日から起算して3年間とする。

(更新申請)

第11条 認定事業者は、認定期間が満了する日の3か月前から、認定の更新にかかる申請(以下「更新申請」という。)をすることができる。

2 第3条から第9条までの規定は、更新申請について準用する。

(変更・廃止の届出)

第12条 認定事業者は、申請の内容に変更を生じ又は事業の廃止をした場合は、ほうふ幸せます働き方推進企業認定変更届出書(第7号様式)により市長に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第13条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すことができる。

(1) 第2条に掲げる認定対象者でないことが判明したとき。

(2) 第3条に掲げる申請書類に記載された事項と相違する事実が判明したとき。

(3) その他市長が不相当と認めるとき。

2 認定を取り消された事業者は、遅滞なく市長に認定証を返納するとともに、認定マークの使用を中止しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

年 月 日

## ほうふ幸せます働き方推進企業認定（新規・更新）申請書

（宛先）防府市長

主たる  
事業所の  
所在地

名 称

代表者

印

ほうふ幸せます働き方推進企業認定実施要綱第3条・第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。なお、同要綱第2条の規定に基づく、市税等の納付調査に同意します。

事業所の所在地			
市内事業所の所在地			
(フリガナ) 事業所の名称			
業種・事業概要			
総従業員数	該当するものに○を付けてください。 <input type="checkbox"/> 301人以上 <input type="checkbox"/> 21人～100人 <input type="checkbox"/> 101人～300人 <input type="checkbox"/> 20人以下		
市内従業員数	人 ( 年 月 日現在)	(うち男性) 人	(うち女性) 人
連絡先 (担当者)	所属： 氏名： 電話： FAX： メールアドレス： 書類郵送先：〒		

※事業所の所在地、名称が複数ある場合は、その旨がわかる書類を添付してください。  
（添付書類）

- (1) ほうふ幸せます働き方推進企業認定チェックリスト
- (2) ほうふ幸せます働き方推進企業宣言書
- (3) ほうふ幸せます働き方推進企業認定従業員アンケート調査結果報告書

(第2号様式)

ほうふ幸せます働き方推進企業認定チェックリスト

□にチェックをしてください。

基準	取組項目	チェック欄	配点				
			総従業員数				
			301人以上	101～300人	21～100人	20人以下	
			□	□	□	□	
最重点項目	a	一般事業主行動計画を策定している。 (次世代育成支援対策推進法)	<input type="checkbox"/>	1 (法定義務)	2 (法定義務)	4	5
	b	一般事業主行動計画を策定している。 (女性活躍推進法)	<input type="checkbox"/>	2 (法定義務)	10	10	10
重点項目	c	やまぐち子育て応援企業に登録されている	<input type="checkbox"/>	1	2	3	4
	d	やまぐちイクメン応援企業に登録されている	<input type="checkbox"/>	1	2	3	4
	e	やまぐち男女共同参画推進事業者に認証されている	<input type="checkbox"/>	1	2	3	4
	f	やまぐち女性の活躍推進事業者に登録されている	<input type="checkbox"/>	1	2	3	4
	g	くるみん認定を受けている (次世代育成支援対策推進法関係)	<input type="checkbox"/>	15	15	15	15
	h	えるぼし認定を受けている (女性活躍推進法関係)	<input type="checkbox"/>	15	15	15	15
	i	ユースエール認定を受けている (若者雇用促進法)	<input type="checkbox"/>		15	15	15
分野別項目	j	(現在取り組んでいる内容)	<input type="checkbox"/>	1	2	3	4
		ワーク・ライフ・バランス推進	<input type="checkbox"/>	2	3	4	5
	k	(今後、取り組みたい内容)	<input type="checkbox"/>	2	3	4	5
		女性活躍の推進	<input type="checkbox"/>	2	3	4	5
	l	(現在取り組んでいる内容)	<input type="checkbox"/>	1	2	3	4
		女性活躍の推進	<input type="checkbox"/>	2	3	4	5
	m	(今後、取り組みたい内容)	<input type="checkbox"/>	2	3	4	5
		女性活躍の推進	<input type="checkbox"/>	2	3	4	5
n	(現在取り組んでいる内容)	<input type="checkbox"/>	1	2	3	4	
	その他働きやすい職場環境の形成推進	<input type="checkbox"/>	2	3	4	5	
o	(今後、取り組みたい内容)	<input type="checkbox"/>	2	3	4	5	
	その他働きやすい職場環境の形成推進	<input type="checkbox"/>	2	3	4	5	

※認定基準、添付書類は裏面をご覧ください。

認定基準

最重点項目、重点項目、分野別項目で付与された評価点の合計点が15点以上であり、次に掲げる条件を全て満たす場合に認定の対象となります。

- ① 最重点項目 1点以上の評価点が付与されていること
- ② 重点項目
  - ・ 取組項目cからfの評価点の合計が 3点以上 または
  - ・ 取組項目gからiの評価点の合計が 15点以上 であること
- ③ 分野別項目
  - ・ ワーク・ライフ・バランスの推進、
  - ・ 女性活躍の推進、
  - ・ その他働きやすい職場づくりの推進 のうち一つ以上の分野において以下にの例示する内容の取組実績又は取組予定が記載されていること

取組項目	取組の例示
ワーク・ライフ・バランスの推進	研修等による仕事と家庭・地域生活の両立がしやすい職場づくりに関する取組
	有給休暇の取得促進に関する取組
	過去に育児、介護等で離職した者の正社員としての再雇用に関する取組
	育児休業者の代替要員の確保や託児施設の設置運営やベビーシッター費用助成等の実施
	目標値の設定による男性職員の育児休業取得率の向上に関する取組
	法令の最低基準を上回る短時間正社員、フレックスタイム、始業・就業時刻の繰上げ・繰り下げ、所定外労働時間の制限
	育児・介護休業制度に関する従業員への周知や育児・介護等で休職中従業員への情報提供
	その他、ワーク・ライフ・バランスの推進が図られるものとして市長が認める取組
女性活躍の推進	目標値の設定等の女性管理職割合の向上に関する取組
	女性の役員への積極的な登用に関する取組
	女性の非正社員から正社員への転換制度の創設
	研修や資格取得支援等の女性従業員に対するキャリアアップ制度の創設
	その他、女性の活躍推進が図られるものとして市長が認める取組
その他働きやすい職場づくりの推進	セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等による職場環境の悪化を未然に防止する取組
	独自の特別休暇制度の創設等による従業員の地域貢献活動への配慮に関する取組
	在宅勤務、テレワーク制度等の勤務場所を限定しない働き方に関する取組
	地域限定正社員制度の創設や、高齢者、障害者の積極的な雇用に関する取組
	その他、働きやすい職場づくりの推進が図られるものとして市長が認める取組

添付書類（取組項目にチェックがあるものに限る）

最重点項目

- ・ 一般事業主行動計画策定届の写し（受領印のあるもの）

重点項目

- ・ やまぐち子育て支援応援企業登録証の写し
- ・ やまぐちイクメン応援企業登録証の写し
- ・ やまぐち男女共同参画事業者認証書の写し
- ・ やまぐち女性の活躍推進事業者登録証の写し
- ・ 基準適合一般事業主認定通知書の写し  
（くるみん認定、えるぼし認定、ユースエール認定）

分野別項目

- ・ 現在取り組んでいる内容が分かる書類  
（制度概要が分かる書類、研修等の様子がわかる書類、周知文書等）

(認定企業番号 )

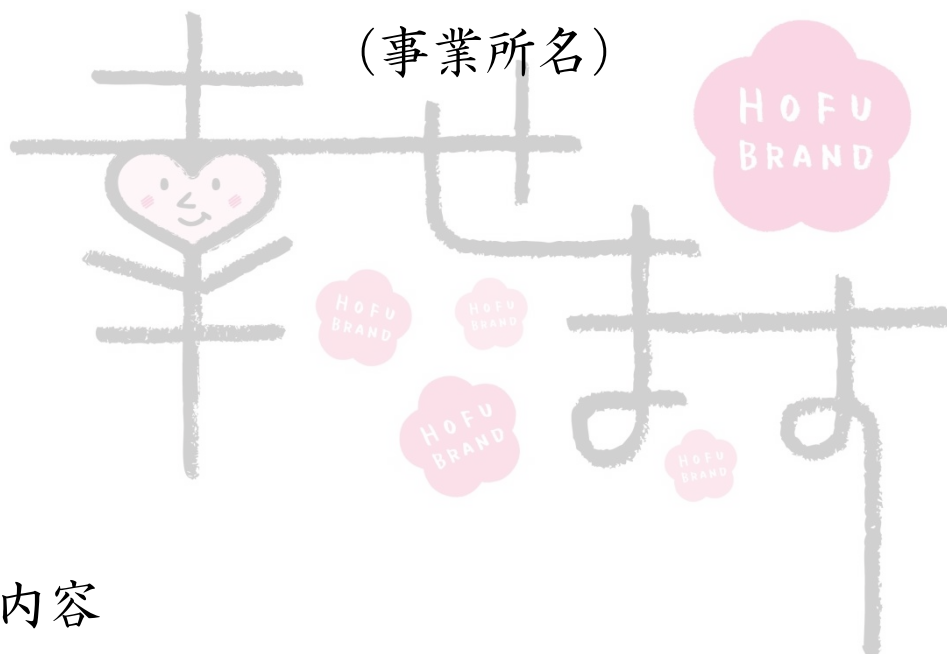
## ほうふ幸せます働き方推進企業宣言

私たちは、 を目指して、  
次の働き方改革に取り組みます

年 月 日

(事業所名)

目標



取組内容

(第4-1号様式)

ほうふ幸せます働き方推進企業認定従業員アンケート調査票

項 目		全く 思わない	あまり 思わない	どちらとも 言えない	やや思う	非常に 思う
Q1	職場では、仕事を行う上での大事な仲間として受け入れられていると思いますか？	1	2	3	4	5
Q2	会社は自分の能力や実績をきちんと評価してくれていると思いますか？	1	2	3	4	5
Q3	今の会社で成長できると思いますか？	1	2	3	4	5
Q4	仕事と育児・介護やプライベートとの両立に会社は配慮してくれていると思いますか？	1	2	3	4	5
Q5	現在の働き方(労働時間や休日)は妥当だと思いますか？	1	2	3	4	5
Q6	現在の福利厚生制度は仕事と生活の両立に役立っていると思いますか？	1	2	3	4	5
Q7	上司や同僚・部下との良好な人間関係の維持・構築に会社は関わってくれていますか？	1	2	3	4	5
Q8	会社は、従業員の要望や不満をきちんと聞いてくれていますか？	1	2	3	4	5
Q9	今の仕事・働き方にどの程度満足していますか？	1 (全く満足していない)	2 (あまり満足していない)	3 (どちらとも言えない)	4 (やや満足している)	5 (非常に満足している)



(第4-2号様式)

ほうふ幸せます働き方推進企業認定従業員アンケート調査結果報告書

事業所の名称	
--------	--

アンケート調査実施日		アンケート調査実施日 における対象者数		回収率		人	
調査票 配付数	調査票 回収数						
項目		回答番号	1	2	3	4	5
各 調 査 項 目 の 回 答 状 況	Q1	職場では、仕事を行う上での大事な仲間として受け入れられていると思いますか？					
	Q2	会社は自分の能力や実績をきちんと評価してくれていると思いますか？					
	Q3	今の会社で成長できると思いますか？					
	Q4	仕事と育児・介護やプライベートとの両立に会社は配慮してくれていると思いますか？					
	Q5	現在の働き方(労働時間や休日)は妥当だと思えますか？					
	Q6	現在の福利厚生制度は仕事と生活の両立に役立っていると思いますか？					
	Q7	上司や同僚・部下との良好な人間関係の維持・構築に会社は関わってくれていますか？					
	Q8	会社は、従業員の要望や不満をきちんと聞いてくれていますか？					
	Q9	今の仕事・働き方にどの程度満足していますか？					

※アンケートの回収数は、市内従業員における雇用保険被保険者の6割又は100のいずれか少ないほうの数以上とする。

第5号様式（第4条関係）

第 号  
年 月 日

（事業所名） 様

防府市長 印

ほうふ幸せます働き方推進企業認定申請結果通知書

年 月 日付けで申請があったほうふ幸せます働き方推進企業認定について  
は、審査の結果、適当（不適當）と認められますので通知します。

# ほうふ幸せます働き方推進企業 認 定 証



ほうふ幸せます  
働き方推進企業

事業所の所在地

名 称

令和 年 月 日

防府市長

年 月 日

（宛先）防府市長

主たる  
事業所の  
所在地

名 称

代 表 者

印

ほうふ幸せます働き方推進企業認定事業者変更届出書

ほうふ幸せます働き方推進企業認定取扱要綱第12条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 認定企業番号 第 号

2 認定年月日 年 月 日

3 変更内容

変更事項	
変更前	
変更後	

## ほうふ幸せます働き方推進企業認定基準

ほうふ幸せます働き方推進企業認定実施要綱第4条の規定に基づき、認定基準を次のように定める。

### 1 評価項目

評価項目は、最重点項目、重点項目、分野別項目とする。

### 2 評価方法

- (1) 最重点項目及び重点項目における評価は、項目に掲げる取組事項の実施の有無について評価するものとし、当該取組事項について、取組の実施を認める場合は、事業者の従業員規模に応じて配分された評価点を付与するものとする。
- (2) 分野別項目における評価は、ワーク・ライフ・バランスの推進、女性活躍の推進、その他働きやすい職場環境の形成の推進の各分野における取組実績又は取組予定の内容について評価するものとし、当該取組実績又は取組予定の内容が適当と認められる場合は、事業者の従業員規模に応じて配分された評価点を付与するものとする。

### 3 最重点項目の評価

- (1) 取組項目 a については、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条に規定する一般事業主行動計画が策定され、厚生労働大臣への届出及び公表がされている場合に取組の実施を認めるものとする。
- (2) 取組項目 b については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第8条に規定する一般事業主行動計画が策定され、厚生労働大臣への届出及び公表がされている場合に取組の実施を認めるものとする。

#### 4 重点項目の評価

- (1) 取組項目 c については、山口県が策定した、やまぐち子育て応援企業宣言制度実施要綱（平成28年4月1日施行）第3条第2項に規定するやまぐち子育て応援企業登録証の交付を受けている場合に取組の実施を認めるものとする。
- (2) 取組項目 d については、山口県が策定した、やまぐちイクメン応援企業宣言制度実施要綱（平成28年4月1日施行）第3条第2項に規定するやまぐちイクメン応援企業登録証の交付を受けている場合に取組の実施を認めるものとする。
- (3) 取組項目 e については、山口県が策定した、やまぐち男女共同参画推進事業者認証制度実施要綱（平成27年4月1日適用）第3条第4項に規定するやまぐち男女共同参画推進事業者認証書の交付を受けている場合に取組の実施を認めるものとする。
- (4) 取組項目 f については、山口県が策定した、やまぐち女性の活躍推進事業者宣言制度実施要綱（平成28年6月21日適用）第4条第2項に規定するやまぐち女性の活躍推進事業者登録証の交付を受けている場合に取組の実施を認めるものとする。
- (5) 取組項目 g については、事業者が、次世代育成支援対策推進法第14条第1項に規定する認定一般事業主又は同法第15条の3第1項に規定する特例認定一般事業主である場合に取組の実施を認めるものとする。
- (6) 取組項目 h については、事業者が、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第10条に規定する認定一般事業主である場合に取組の実施を認めるものとする。
- (7) 取組項目 i については、事業者が、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第16条に規定する認定事業主である場合に取組の実施を認めるものとする。

## 5 分野別項目の評価

- (1) 取組項目の評価は、別表に掲げる取組が記載されている場合に、相当と認めるものとする。

## 6 認定基準

- (1) 市長は、最重点項目、重点項目、分野別項目で付与された評価点の合計点が15点以上であり、次に掲げる条件を全て満たす場合に認定するものとする。
  - ① 最重点項目において、1点以上の評価点が付与されていること
  - ② 重点項目において、取組項目 c から f の評価点の合計が3点以上または取組項目 g から i の評価点の合計が15点以上であること
  - ③ 分野別項目において、ワーク・ライフ・バランスの推進、女性活躍の推進、その他働きやすい職場環境の形成の推進のうち一つ以上の分野の取組実績又は取組予定に記載されている取組がいずれも相当と認められること

別表

取組項目	取組
ワーク・ライフ・バランスの推進	<p>研修等による仕事と家庭・地域生活の両立がしやすい職場づくりに関する取組</p> <p>有給休暇の取得促進に関する取組</p> <p>過去に育児、介護等で離職した者の正社員としての再雇用に関する取組</p> <p>育児休業者の代替要員の確保や託児施設の設置運営やベビーシッター費用助成等の実施</p> <p>目標値の設定による男性職員の育児休業取得率の向上に関する取組</p> <p>法令の最低基準を上回る短時間正社員、フレックスタイム、始業・就業時刻の繰上げ・繰り下げ、所定外労働時間の制限</p> <p>育児・介護休業制度に関する従業員への周知や育児・介護等で休職中従業員への情報提供</p> <p>その他、ワーク・ライフ・バランスの推進が図られるものとして市長が認める取組</p>
女性活躍の推進	<p>目標値の設定等の女性管理職割合の向上に関する取組</p> <p>女性の役員への積極的な登用に関する取組</p> <p>女性の非正社員から正社員への転換制度の創設</p> <p>研修や資格取得支援等の女性従業員に対するキャリアアップ制度の創設</p> <p>その他、女性の活躍推進が図られるものとして市長が認める取組</p>
その他働きやすい職場環境の形成の推進	<p>セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等による職場環境の悪化を未然に防止する取組</p> <p>独自の特別休暇制度の創設等による従業員の地域貢献活動への配慮に関する取組</p> <p>在宅勤務、テレワーク制度等の勤務場所を限定しない働き</p>



	<p>方に関する取組</p> <p>地域限定正社員制度の創設や、高齢者、障害者の積極的な雇用に関する取組</p> <p>その他、働きやすい職場づくりの推進が図られるものとして市長が認める取組</p>
--	---